

○桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業実施要綱

(平成 27 年 12 月 1 日施行)

改正 平成 28 年 4 月 1 日 平成 30 年 10 月 17 日

令和 3 年 6 月 28 日

(目的)

第 1 条 高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業(以下「事業」という。)は、家庭で発生した可燃ごみ、不燃ごみその他再生資源(以下「ごみ」という。)を市が指定するごみ集積所(以下「集積所」という。)まで持ち出すことが困難である者に対し、ごみの戸別収集(以下「戸別収集」という。)を実施することにより、生活環境の向上並びに介護者及びその家族の身体的負担の軽減を図り、もって市民の福祉の向上に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、桐生市とする。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、市内に住所を有し、自ら集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、親族、近隣の者等の協力を得ることが困難な状況である者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要支援又は要介護認定を受けているひとり暮らしの高齢者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(事業内容)

第 4 条 事業は、対象者の自宅に伺い、分別されたごみを原則として週 1 回収集する。

(利用の手続)

第 5 条 戸別収集を利用しようとする者は、あらかじめ桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、その旨を桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業承認・不承認決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 前条の規定により戸別収集の利用が決定した者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者以外の家庭で発生したごみを戸別収集の対象としないこと。
- (2) 収集の際には、あらかじめごみを分別しておくこと。
- (3) その他市長が指示すること。

(変更等の届出)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業変更・休止・廃止・再開届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) 旅行、入院等の理由により戸別収集の利用を休止し、又は廃止するとき。
- (3) 戸別収集の利用の休止を届け出た利用者が、当該戸別収集の利用を再開しようとするとき。

(戸別収集の提供の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係る既に決定した戸別収集の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により戸別収集を利用したとき。
 - (3) 第7条に掲げる遵守事項に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により戸別収集の利用の決定を取り消したときは、その旨を利用者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月17日)

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。

附 則(令和3年6月28日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業申請書

様式第 1 号
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業承認・不承認決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

桐生市高齢者支援家庭ごみ戸別収集事業 変更・休止・廃止・再開 届出書
[別紙参照]